

令和6年度学校いじめ防止基本方針

木山小学校 いじめ（不登校）対策委員会

1 学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、どの子どもにも起こり得る深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて、いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

2 学校いじめ防止等に向けた基本方針

（1）児童

○互いに認め合い、支え合い、高め合える望ましい人間関係を築くように努める。

（2）学校

○主体的に取り組める楽しい授業づくりを進め、一人一人を生かす教育活動の充実を図り、保護者や地域との協力体制を構築して、いじめを生まない学校づくりに努める。

○すべての教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、子どもとともに解決を図る。

○いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

（3）保護者

○いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもに理解させると共に、いじめ防止等の取組を学校と連携していじめ防止に努める。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（1）校内いじめ対応ミーティング

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

○いじめの状況を組織として共有する。

○いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。

○いじめの対処のための方針や方法を協議する。

○児童への指導を行う。

○事案に関する記録を校内いじめミーティングファイルに残す。

なお、いじめに関する情報は、全ての教職員で共有し、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

（2）学校いじめ（不登校）対策委員会の設置

[学校いじめ（不登校）対策委員会メンバー]

校長、教頭、「心プロジェクト」メンバー（生活指導主任 他）、当該学級担任 ※必要に応じて 教務主任、養護教諭、P T A 役員、主任児童委員 他

①いじめの予防に関して

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組や実行、検証、修正

○いじめの相談・通報の窓口

②いじめが発生した場合

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

○いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討

なお、重大事案が発生した場合は、緊急会議を開き、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定すると共に、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

4 いじめ防止の方策と対応

(1) いじめの防止

- ①従来の予防的・課題解決的な指導から、子ども一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市発行のガイドブックやリーフレットに基づいて、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ②多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。
- ③主体的に取り組める楽しい授業づくりを目指し、一人一人を大切に生かす教育活動により、学級の支持的風土を醸成し、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ④学校の実態に応じた資料を用いて、いじめを題材とした道徳科の授業を実施する。

(2) いじめの早期発見

- ①児童をよくみる、話をよく聞く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童との信頼関係を築く。
ア 児童・教職員の傾聴スキルチェックの実施（年4回）
- ②「いじめや差別につながる言動は許さない」姿勢で児童に接し、人権感覚を育成する。
ア 人権にかかわる全校集会の実施（拉致問題含む）
- ③日常の観察、こまめな記録の積み重ね、「えがおアンケート」、教育相談により、いじめの早期発見・早期解決に努める。
ア 「えがおアンケート」と連動した教育相談の実施（年間3回）
イ 学校評価での保護者アンケートの実施
ウ スクールカウンセラーによるカウンセリングの活用
- ④全教職員で児童の様子を見取り、情報を収集・整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげる。
ア 校内のいじめ対応ミーティングが常に開催できる組織体制
イ 職員終会での児童の様子や問題についての情報交換
ウ いじめ関連事案の記録と確実な保管（ファイリングし、卒業後5年間保存）
- ⑤インターネットや通信型ゲーム機、SNSの使用の現状を把握し、それらを介した「見えにくいじめ」に注意を払う。
- ⑥保護者や地域から情報が得られる体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめへの対処

- ①いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込みず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。その場合に「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。その際、新潟市教育委員会から出された「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」を活用する。
- ②いじめられた児童に対しては、丁寧な聞き取りと気持ちに寄り添いながら、「絶対に守る」姿勢を示し、心のケアに努める。保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。

③いじめた児童に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。保護者とも連携して、再発を防止する。本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。

④表面上のいじめは解消しても、安易に「解消」したと捉えず、「一定程度の解消」と捉えて関係の児童や集団への指導・見守りを継続的に行う。「解消」と判断するには、加害行為が相当期間なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められる事が必要。相当期間とは3ヶ月を目安とする。

⑤周囲の児童に対しては、自分事として問題をとらえ、傍観者にならずにいじめをしないさせない意識をもたせるとともに、見過ごさない勇気をもてるようとする。

⑥校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら連携していじめの再発防止に取り組む。必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

(4) 自殺につながる可能性がある場合の対応

①児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell：心配していることを伝える, Ask：自殺願望について尋ねる, Listen：気持ちを傾聴する, Keep safe：安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

②自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、児童が発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れると共に、組織で迅速・適切に対応する。

③いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、再発防止に努める。

(5) 重大ないじめを受けた児童及びその保護者への対応

重大ないじめとは、児童がいじめを受け、以下のような状況となったことをいう。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき

なお、事案の発生した段階では重大事案ではないと判断されるものについても、重大事案につながる可能性がある事案については、早期の段階で教育委員会へ報告し、対応を協議する。

① 児童への対応

いじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

- ア 学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- イ いじめに係る事実関係を明らかにするため、聴き取りを丁寧に行う。
- ウ いじめ解決に向けて、当該児童の意向を丁寧に聴き取り、解決方法を共に検討する。
- エ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- オ 心の安定のために、スクールカウンセラーが不安を取り除き、心のケアを行う。
- カ 医療機関への受診が必要と判断される場合は、保護者の了解を得て、受診を勧める。

② 保護者への対応

当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心や我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら当該児童の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ア 学校管理下で重大事態が発生した場合、誠実にお詫びをして、対処に最善を尽くす。
- イ 当該児童が受けたいじめの事実や児童の心身の状況について、丁寧に説明する。
- ウ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聴き取り、解決方法を共に検討する。
- エ 保護者が不安を抱いている場合、SCによるカウンセリングを勧める。

(6) いじめを行った児童及びその保護者への対応

① 児童への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようとする。また、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

② 保護者への対応

当該児童の保護者に対しては、我が子が行つたいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について適切に指導、助言する。

(平成26年4月1日 策定)
(平成29年3月1日 一部改定)
(平成29年6月30日 一部改定)
(平成31年4月1日 一部改定)
(令和3年4月1日一部改定)
(令和6年4月1日一部改訂)